

岐阜県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金交付要綱

[令和3年12月21日 制 定]

(総則)

第1条 県は、予算の範囲内で、障害福祉サービス施設・事業所（以下「補助事業者」という。）が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費並びに

補助金の額は、知事が別に定める。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、知事が別に定める申請書に当該申請書において定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、これを交付するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定をしたときは、知事が別に定める方法により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ることが、条件として付されているものとする。

(決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助対象事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき、又は補助事業者がこの要綱に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第8条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第9条 補助事業者は、第7条第1条の規定による処分に関し、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第 1 項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(実績報告)

第 10 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、規則第 4 条の交付の申請をもってこれを行ったものとみなす。

(補助金の額の確定の通知)

第 11 条 規則第 14 条の規定による補助金の額の確定の通知は、規則第 5 条の規定による交付の決定をもってこれを行ったものとみなす。

(書類、帳簿等の保管)

第 12 条 規則第 22 条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後 5 年間とする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。